



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2015年3月(第36号)

桜の季節になりました。東京はもう満開ですね。皆さまの地域ではいかがですか。「事務所だより3月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 家族を健康保険の扶養に
するときには？
- 2 36協定を提出しましょう
- 3 社員ががんになったら
- 4 当事務所から

家族を健康保険の扶養にするときは？

健康保険では被保険者だけでなく、その人に扶養されている家族（原則75歳未満）も条件を満たせば被扶養者として加入することができます。今回は被扶養者として認定されるための条件をご紹介します。次の1および2の両条件に当てはまる必要があります。

1. 被保険者の3親等内の親族であること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人
 - ①配偶者（内縁関係含む）、②子、孫、③弟、妹
 - ④父母等の直系尊属
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）が条件の人
 - ①上記（aの①～④）以外の3親等内の親族
 - ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子
 - ③内縁の配偶者死亡後の父母および子

2. 主として被保険者により生計を維持されていること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）の場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者の年収の2分の1未満であれば認定。
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）でない場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者からの仕送額より少なければ認定。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2039>

36協定を提出しましょう

36協定は労働基準法第36条に定められた「時間外労働および休日労働」に関する労使の協定で、通称「さぶろくきょうてい」と呼ばれています。法律上1日8時間、1週間40時間を超えて労働させることは禁止されていますが、この36協定を事前に労働基準監督署へ届け出た場合は時間外労働や休日労働をさせることができ、届け出ずにさせた場合は罰せられます。たとえ従業員が1人であっても残業や休日労働をさせる場合は、書面で届け出ることが必要です。

36協定の届出はお済みですか？届出が済んでいない場合は、お早目の提出をお勧めします。

社員ががんになったら



現在、2人に1人が一生のうちのがんと診断されると推計されており、現役世代にも多くのがん患者がいます。仕事をしながらどのように治療をすすめていくのかはがん患者のみならず、職場や家族にとっても大きな問題です。このほど東京都では、このような背景を踏まえて「がん患者の就労等に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ「がんに罹患した従業員の治療と仕事の両立ハンドブック」を国内で初めて作成しました。このハンドブックには事業主・人事労務担当者の方々に必要とされていた「必要となる就業上の配慮」や「他社での取組事例」等、がん患者の就労に関する有益な情報が掲載されています。また、同時に企業向け研修用DVDを作成し、映像データをYouTubeおよびニコニコチャンネルの「東京都チャンネル」でも配信しています。これらの情報は「東京都がんポータルサイト」からご覧になることができますので、ぜひご利用ください。



【東京都がんポータルサイト】

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/gan_portal/

当事務所から



事務所日より3月号はいかがでしょう。

今月は東京都のがんポータルサイトについてご紹介しましたが、「がんに罹患した従業員の治療と仕事の両立ハンドブック」も「企業向け研修用DVD」も実態調査に基づいた内容となっており、がん患者の就労上の問題と解決策を知るうえで大変役に立つものです。ぜひ社内でご活用ください。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美